

## 社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会

### 役員等の報酬及び費用弁償規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北栄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条並びに第7条第7項の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程第14条の規定により、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員等

#### (報酬)

第3条 会長には、報酬として月額138,000円を支給する。

- 2 支給方法については、本会の給与規程第4条第1項を適用する。
- 3 会長が月の中途で就任、離任したときの報酬は、日割り計算をもって支給する。
- 4 会長以外の役員等には、報酬を支給しないこととし、第4条の規定により費用弁償を支給する。

#### (費用弁償)

第4条 会長以外の役員等が会議等に出席したときは、下記のとおり費用弁償をその都度支給する。ただし、行政役職員が公務により出席したときには支給しない。

| 役員等               | 金額                    |
|-------------------|-----------------------|
| 会長以外の理事及び監事       | 会議等出席1回につき 3,000円     |
| 評議員               | 会議等出席1回につき 3,000円     |
| 総合相談所専門相談員        | 相談所相談員出席 1回につき 3,000円 |
| 苦情解決第三者委員         | 委員会等出席 1回につき 3,000円   |
| 小規模多機能型居宅介護運営推進委員 | 委員会等出席 1回につき 2,000円   |
| 評議員選任・解任委員会委員     | 委員会等出席 1回につき 3,000円   |
| 地域活動計画策定委員        | 委員会等出席 1回につき 2,000円   |
| 法人後見運営委員会委員       | 委員会等出席 1回につき 3,000円   |

#### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償規程(平成21年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この規程は、令和元年6月24日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日から施行する。